

# 「登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（仮称）」 の制定について

平成18年8月  
国土交通省  
海事局海技資格課

## 1. 背景

第164回国会において、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずるため、水先法の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

この水先法の一部改正では、水先人を安定的に確保するため、船長経験のない者も水先人の免許を取得することを可能とする等級別免許制度を導入するとともに、水先人になろうとする者が水先人として必要な知識及び技能を適確に習得できるよう、登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習の制度が新たに設けられることとなります。

改正水先法の規定に基づき、水先人養成施設や水先免許更新講習の実施機関の登録手続き等については、国土交通省令に委任されているため、登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習の具体的な登録の手続き等を定める省令を新たに制定することを予定しています。

## 2. 概要

### (1) 登録水先人養成施設関係

登録水先人養成施設の登録手続き、養成事務の実施基準及び登録水先人養成施設の運営上必要な事項として以下の内容を定める予定です。

水先人養成施設の登録申請の手続きとして、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名等を記載した申請書に以下の書類を添付しなければならないこととすること。

- ・登録を受けようとする者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書
- ・申請者が個人である場合は、その住民票の写し及び履歴書
- ・申請者（法人の場合は、その役員を含む。）が改正水先法第15条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- ・上記に掲げるもののほか、申請者が登録水先人養成事務を適確に実施することができる者であることを証する書類

水先人の養成の課程の区分として、水先人の等級別資格に応じて、水先区ごとに、新たに水先人になろうとする者、同一の水先区の上級の資格を受けようとする者、水先人の免許を受ける者であって、その受ける水先人の資格と同一の資格

の他の水先区の水先人である者等を対象として実施するものとする。

改正水先法第15条第3項第5号の規定に基づく登録水先人養成施設登録簿に記載する事項として、登録水先人養成事務を行う事務所の名称及び水先人の養成の開始日とすること。

登録水先人養成実施機関において役員を選任したときは、選任した役員の氏名を記載した届出書にその役員の住民票の写し及び履歴書並びに登録事項証明書を添付して届け出なければならないこととすること。また、役員を解任したときは、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登録事項証明書を添付して届け出なければならないこととすること。

水先人の養成に関する事務の実施基準として、同時に授業を受ける学生等の数の上限、修了試験を行う者の条件及び修了証明書の発行に関する条件等水先人の養成を適確に実施するために必要な事項とすること。

登録事項の変更の届出をしようとするときの手続きについて、届出書に記載する事項として、変更しようとする事項、変更しようとする日及び変更の理由とし、届出事項を証する書類を添付しなければならないこととすること。

水先人の養成の事務の実施に関する規程に定めなければならない事項として、登録水先人養成施設の入学の申請に関する事項、登録水先人養成施設における水先人の養成の日程、その公示方法その他登録水先人養成施設における水先人の養成の方法に関する事項等、登録水先人養成事務に関し必要な事項とすること。

登録水先人養成施設の休廃止の届出の手続きとして、登録水先人養成事務を休止又は廃止しようとする日及び理由等を記載した届出書を提出しなければならないこととすること。

登録水先人養成実施機関の財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている場合における利害関係人に対する財務諸表等の閲覧方法として、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とすること。

登録水先人養成実施機関の財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている場合における利害関係人に対する財務諸表等を提供する方法として、電子メール又はフロッピーディスク等を使用する方法のうち登録水先人養成実施機関が定めるものとする。

登録水先人養成実施機関が備え置かなければならない帳簿に記載する内容等として、登録水先人養成施設における入学申請に関する事項、養成の修了証明書の交付等に関する事項、登録水先人養成施設における水先人の養成の実施状況に関

する事項等とすること。

登録水先人養成施設は登録水先人養成事務を休廃止したときは、登録水先人養成実施機関が備え置かなければならない帳簿を提出しなければならないこととする。

登録水先人養成施設は、修了試験問題及び答案等の水先修業生の成績に関する記録を一定期間保存しなければならないこととする。

## (2) 登録水先免許更新講習関係

登録水先免許更新講習の登録手続き、水先免許更新講習の実施基準及び登録水先免許更新講習の運営上必要な事項として以下の内容を定める予定です。

水先免許更新講習の登録申請の手続きとして、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名等を記載した申請書に以下の書類を添付しなければならないこととする。

- ・登録を受けようとする者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書
- ・申請者が個人である場合は、その住民票の写し及び履歴書
- ・申請者（法人の場合は、その役員を含む。）が水先法第15条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- ・上記に掲げるもののほか、申請者が登録水先人養成事務を適確に実施することができる者であることを証する書類

水先免許更新講習の課程の区分として水先人の等級別資格及び水先区に応じたものとする。

水先法第30条第3項第5号の規定に基づく登録水先免許更新講習登録簿に記載する事項として、登録水先免許更新講習を行う事務所の名称及び登録水先免許更新講習の開始日とすること。

登録水先免許更新講習実施機関において役員を選任したときは、選任した役員の氏名を記載した届出書にその役員の住民票の写し及び履歴書並びに登記事項証明書を添付して届け出なければならないこととする。また、役員を解任したときは、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添付して届け出なければならないこととする。

登録水先免許更新講習事務の実施基準として、水先免許更新講習を適確に実施するために必要な事項とすること。

登録事項の変更の届出をしようとするときの手続きについて、届出書に記載す

る事項として、変更しようとする事項、変更しようとする日及び変更の理由とし、届出事項を証する書類を添付しなければならないこととすること。

登録水先免許更新講習の事務の実施に関する規程に定めなければならない事項として、登録水先免許更新講習の受講の申請に関する事項、登録水先免許更新講習の水先免許更新講習の日程、その公示方法その他登録水先免許更新講習における水先免許更新講習の方法に関する事項等、登録水先免許更新講習事務に関し必要な事項とすること。

登録水先免許更新講習の休廃止の届出の手續きとして、登録水先免許更新講習を休止又は廃止しようとする日及び理由等を記載した届出書を提出しなければならないこととすること。

登録水先免許更新講習実施機関の財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている場合における利害関係人に対する財務諸表等の閲覧方法として、紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とすること。

登録水先免許更新講習実施機関の財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている場合における利害関係人に対する財務諸表等を提供する方法として、電子メール、フロッピーディスク等を使用する方法のうち登録水先人養成実施機関が定めるものとしてとすること。

登録水先免許更新講習実施機関が備え置かなければならない帳簿に記載する内容等として、登録水先免許更新講習における受講申請に関する事項、養成の修了証明書の交付等に関する事項、登録水先免許更新講習における水先免許更新講習の実施状況に関する事項とすること。

登録水先免許更新講習は登録水先免許更新講習事務を休廃止したときは、登録水先免許更新講習実施機関が備え置かなければならない帳簿を提出しなければならないこととすること。

- (3) その他登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関して必要な事項を定める予定です。

### 3 . 今後のスケジュール ( 予定 )

公	布：平成 1 8 年 9 月 2 9 日
施	行：平成 1 9 年 4 月 1 日